

発議案第 5 号

河内長野市議会会議規則の改正について

別紙のとおり河内長野市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

提出者

駄場中大介

賛成者

大原 一郎

吉竹 英行

峯 満寿人

河内長野市議会

議長 堀川 和彦 様

提 案 理 由

本市議会として、市が進める重要施策への的確な対応や、市議会に提出される議案の効果的な審査に向け、今後の常任委員会の在り方を検討してきた結果、一つの常任委員会が所管する範囲を広げ、より多くの委員が多角的な視点をもって熟議を重ねることで、市政の諸課題に市民のさまざまな意見を反映させることのできる体制とすべく、これまでの３常任委員会から２常任委員会に再編することで結論を得た。

これにより、本規則において定める常任委員協議会について所要の変更を行うため、本規則を改正する。

河内長野市議会会議規則の改正について

河内長野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

河内長野市議会規則第 号

河内長野市議会会議規則の一部を改正する規則

河内長野市議会会議規則（昭和 5 0 年河内長野市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

福祉教育常任委員協議会	福祉教育常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	福祉教育常任委員会委員	福祉教育常任委員会委員長
都市環境・経済常任委員協議会	都市環境・経済常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	都市環境・経済常任委員会委員	都市環境・経済常任委員会委員長
総務常任委員協議会	総務常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	総務常任委員会委員	総務常任委員会委員長

」

を

「

総務福祉教育 常任委員 協議会	総務福祉教育常任委員会の所管 事項について理事者から報告を 受け、質疑を通じて協議・研究 をするため。	総務福祉教 育常任委員 会委員	総務福祉教 育常任委員 会委員長
都市環境・ 経済常任委 員協議会	都市環境・経済常任委員会の所 管事項について理事者から報告 を受け、質疑を通じて協議・研 究をするため。	都市環境・ 経済常任委 員会委員	都市環境・ 経済常任委 員会委員長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

河内長野市議会会議規則新旧対照表

改正前				改正後				適用期日
別表（第１６６条関係）				別表（第１６６条関係）				公布の日
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者	
福祉教育常任委員協議会	福祉教育常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	福祉教育常任委員会委員	福祉教育常任委員会委員長	総務福祉教育常任委員協議会	総務福祉教育常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	総務福祉教育常任委員会委員	総務福祉教育常任委員会委員長	
都市環境・経済常任委員協議会	都市環境・経済常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	都市環境・経済常任委員会委員	都市環境・経済常任委員会委員長	都市環境・経済常任委員協議会	都市環境・経済常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	都市環境・経済常任委員会委員	都市環境・経済常任委員会委員長	
総務常任委員協議会	総務常任委員会の所管事項について理事者から報告を受け、質疑を通じて協議・研究をするため。	総務常任委員会委員	総務常任委員会委員長					